

(別紙1)

特別支援教育に関する実践研究充実事業公募要領
(その他政策上の課題の改善のための調査研究)

1. 趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数は増加傾向にあり、特に、中学校に在籍した生徒が特別支援学校高等部に入学するケースが増加している。また、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導や支援がより強く求められるようになってきている。

さらに、中央教育審議会における新学習指導要領等に関する答申においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての基本的な方向性が示された。こうしたことから、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施にあわせ、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行い、その成果を全国の特別支援学校へ普及していく必要がある。

本事業は、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、調査・分析等を行う。

2. 事業の内容

① 盲ろう児に対する指導の充実

盲ろう児に対する特別支援教育については、盲ろう児が視覚障害や聴覚障害などの単一障害を有する者と比べて数が少ないため、指導事例が蓄積されにくく、担当教員間の知見が共有されにくいという課題がある。盲ろう児の指導に当たり見通しがもてるようにするほか、盲ろうの障害の独自性に合わせた指導事例の収集、指導や支援のポイントを整理するなどし、教員の専門性の向上を支える必要がある。

このため、次の研究に取り組む。

A 盲ろう者の学習歴の分析

特別支援学校等を卒業した盲ろう者やその保護者に対して調査を行い、学校教育修了後に社会生活を営む上で求められる姿やスキルと学校教育において学習してきた内容とを関連付けて分析する。

B 盲ろう児に対する指導・支援のポイントの整理

国内における盲ろう児に対する指導事例（乳幼児相談の実践事例を含む）を収集し、指導や支援のポイントを整理した上で、盲ろう児に対する特別支援教育関係者が利用しやすいよう、インターネット上に公開する。また、担当教員の専門性向上

のための取組の在り方について研究する。

② 小学校等教職課程における特別支援教育の充実

小学校等教諭の特別支援教育に関する理解を増進する上で、小学校等教職課程における学修の充実は重要な課題である。小学校等教職課程においては、平成28年の教職職員免許法の改正により「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」1単位以上の履修が必修化され、各大学において新しい小学校等教職課程が編成・実施されているが、編成された教職課程の全国的な状況は明らかではない。

このため、小学校等教職課程を設置している大学に対する調査を行い、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を中心に教職課程における特別支援教育に関する内容の取扱いについて全国的な状況を把握するとともに、同科目の学修成果を高める工夫や科目間の連携など特別支援教育の充実の観点から見た効果的な取組について整理する。

③ 人工内耳装用児に関する言語活動の充実に関する調査研究

医療技術の発展に伴い、聴覚障害児において人工内耳を装用している児童生徒の比率が増加し、かつ、装用時期の早期化が進んでいるところ。

このため、人工内耳装用児の実態を調査するなど、人工内に装用児に関する言語習得、言語発達の様相や指導法を調査研究し、人工内耳装用児に対する言語指導に資する知見を収集、蓄積する。

3. 事業の実施方法（企画提案書（事業実施計画書）の作成）

①及び②について

（1）研究組織

委託を受けた団体は、研究を総括する研究代表者や分担する担当者を指定し、必要に応じて外部の有識者を含めるなど、研究組織を整備し、計画的に研究を進めるものとする。当該実施体制については、企画提案書（事業実施計画書）に記載する。

（2）文部科学省との連携

委託を受けた団体は、事業の実施にあたり文部科学省と必要に応じて連携するものとする。

③について

（1）研究組織

委託を受けた団体は、研究を総括する研究代表者や分担する担当者を指定し、必要に応じて外部の有識者を含めるなど、研究組織を整備し、計画的に研究を進めるものとする。

る。当該実施体制については、企画提案書（事業実施計画書）に記載する。

（２）研究協力校

委託を受けた団体は、特別支援学校の中から実践研究を行う学校を指定する（以下、指定を受けた学校を「研究協力校」という）。その場合、単一の学校を指定することも、複数の学校を指定することも可能。研究協力校においては、通常の校務分掌とは別に研究の担当者を指定し、必要に応じて外部の有識者を含めるなど、研究組織を整備し、計画的に研究を進めるものとする。指定された学校等の情報については、企画提案書（事業実施計画書）に記載する。

（３）研究協力校間の連携

複数の指定校を指定して研究を行う場合、研究協力校は、地域や学校の実態等に応じ、様々な観点から研究を行うため、互いに連携して研究を実施するものとする。

（４）進捗状況の把握及び指導助言

研究代表者は、研究の進捗状況を把握するとともに、研究の実施や研究協力校間の連携等に関し必要な指導助言を行うものとする。

（５）文部科学省との連携

委託を受けた団体は、事業の実施にあたり文部科学省と必要に応じて連携するものとする。

（６）その他

研究協力校は、研究の成果と課題を普及するため、委託期間中及び委託期間満了後２年間程度にわたり、他校等からの学校訪問や研究に関する情報提供の依頼に応ずるよう努めるものとする。

また、本事業は、教育課程の特例を定める事業とはしていないことから、教育課程内の範囲において本事業を実施するものとする。

４．事業期間、事業規模（予算）及び採択件数等

①について

事業期間：契約締結日～令和４年３月３１日

事業規模：１件当たり３００万円を上限とする

採択件数：Ａ及びＢについて、各１件を予定

②について

事業期間：契約締結日～令和4年3月31日
事業規模：1件当たり300万円を上限とする
採択件数：1件を予定

③について

事業期間：契約締結日～令和6年3月31日（最長3年間）
事業規模：1件当たり300万円を上限とする
採択件数：1件を予定

※採択件数については特別支援教育関係事業審査評価委員会の選考による。

※令和3年度予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始できないことに留意すること。
なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

5. 委託期間

委託事業の実施期間は、委託を受けた日から原則として当該年度の末日までとする。年度末が休日または祝日の場合は、休日または祝日の前日までとする。なお、③は、令和3年度に新規契約する場合の事業期間は最大3年とする。（契約期間は、原則年度末までとする。③について、2年目以降の契約は、当該年度の事業実施計画書の内容を確認し、予算の状況等を踏まえ委託を継続することが適切であると認めた場合、契約を締結するものとする。）